

正協定に於て見下す、持主は其の爲に遂に其に譲り。
 の外協定に於て見下す、其の爲に仙居権山監督令権取
 得す、此等蓋然之か調停を以て以て二月十日に未
 次に至る今此の側行部より同を命じし且讓和解に
 ぬんり其案二月十日に至る事いし両者の妥協然と見出し
 翌十日令此側が此の調停を依頼し其例又之を以て
 此に決し茲に令此側代表権者長水室 情の二名権者側
 代権者協定之事か協定すか此等令令し協定の上
 きに条件を以て内協定と見下す。

記

解決条件

- 一、協定に依り、
- 一、要執事協定中分三、七、一〇、一一、一二、一三、一四、一五、一六

設定の仕儀然然に是は深意に在り

- 一、廿四、廿六、廿九、三〇に於ては今此の仕儀の事記置
 には此の協定より以上一般協定者の福利増進に努力
 する決意ありと云々記す。
- 二、廿二、五、三、四に於ては協定者より其協定ありしと云々記す
 今此に同意するに保為。

二、協定に依り

- 一、協定に依り、
 一、協定に依り、
 一、協定に依り、
- 二、山代に於ては長巻退去の原退取手書正一千四百
 五、十、五、五の解在者に於ては其の爲に五十四、五、五の事書せし
 事修す。